

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第48号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第5（第2条第6項関係）	
種類	額
(略)	
政令第137条の12第11項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	(略)
政令第137条の12第12項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	(略)
(略)	

改正前	
別表第5（第2条第6項関係）	
種類	額
(略)	
政令第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	(略)
政令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料	(略)

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)